

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 36 条第 1 項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第 51 条第 1 号の規定により次のとおり告示する。

令和 8 年 8 月 14 日

長崎市長 鈴木 史 朗

	指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地	指定障害福祉サービス事業者の指定に係るサービス事業所の名称及び所在地	指定年月日	指定障害福祉サービスの種類	指定障害福祉サービス事業の主たる対象者	事業所番号
1	合同会社上徳 長崎市毛井首町 506 番地 43	ヘルパーステーション ジョーヤン 長崎市毛井首町 506 番地 43	令和 8 年 8 月 1 日	居宅介護、重度訪問介護	特定なし	4210105138
2	一般社団法人つばきの会 長崎市多以良町 1551 番 94	グループホームつばき 2 長崎市多以良町 1551 番 94	令和 8 年 8 月 1 日	共同生活援助	身体障害者、知的障害者、精神障害者	4220104345
3	合同会社 リリー 長崎市田中町 1017 番地	就労支援事業所 ステラ リポート 長崎市田中町 1017 番地	令和 8 年 8 月 1 日	就労継続支援 B 型	身体障害者、知的障害者、精神障害者	4210105146